

伊勢平野中央地区
安濃ダム堆砂対策他検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																		
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																			
(目的) 第 1 - 2 条	本業務は、国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」における施設整備計画策定のため、安濃ダム堆砂対策及び嵩上げの検討、地区内の水利施設における老朽化状況の把握等を行うものである。																			
(場所) 第 1 - 3 条	本業務の対象とする場所は、三重県津市及び亀山市地内で別添位置図に示すとおりである。																			
(土地への立入り等) 第 1 - 4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。																			
(一般事項) 第 1 - 5 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。																			
(管理技術者) 第 1 - 6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>河川・砂防及び海岸・海洋</td></tr> <tr> <td rowspan="2">博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>工学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋	農業	農業土木 農業農村工学	建設	河川・砂防及び海岸・海洋	博士	農学		工学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋																		
	農業	農業土木 農業農村工学																		
	建設	河川・砂防及び海岸・海洋																		
博士	農学																			
	工学																			
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋																			

項 目	内 容	備 考																		
(照査技術者) 第 1－7 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>河川・砂防及び海岸・海洋</td></tr> <tr> <td rowspan="2">博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>工学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 設計業務共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、次のとおりとする。 （1）資料の検討及び諸元の整理時 （2）貯砂堰堤の概算事業費等の検討時 （3）成果品取りまとめ時 4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋	農業	農業土木 農業農村工学	建設	河川・砂防及び海岸・海洋	博士	農学		工学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋																		
	農業	農業土木 農業農村工学																		
	建設	河川・砂防及び海岸・海洋																		
博士	農学																			
	工学																			
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋																			
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																			
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 （1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																			

項 目	内 容	備 考															
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。																
(設計条件) 第 2－2 条	本業務の設計作業における設計条件は、次のとおりである。 【安濃ダム】 常時満水位 EL172.00m 利用水深 37.4m (EL172.00m～134.60m) 総貯水量 10,500 千 m ³ 、有効貯水量 9,800 千 m ³ 流域面積 27.5km ² 満水面積 0.49km ²																
(参考図書) 第 2－3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次の図書によるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準「ダム」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会										
名 称	発行所																
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																
土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会																
(貸与資料) 第 2－4 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="4">業務報告書</td><td>令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 伊勢平野中央地区 堆砂測量業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>その他</td><td>地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書</td><td>1 式</td></tr></table>	分類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1 式	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務	1 式	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 堆砂測量業務	1 式	その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1 式	
分類	貸 与 資 料	数量															
業務報告書	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式															
	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 事業計画関係基礎資料取りまとめ業務	1 式															
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 施設計画等検討業務	1 式															
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 堆砂測量業務	1 式															
その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1 式															

項 目	内 容	備 考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2－5条 第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条 (設計作業の留意点) 第3－2条	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括して返納しなければならない。 本業務における対象施設、作業項目及び数量は、別紙「1. 業務対象施設、2. 作業項目内訳表」に示すとおりである。 設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 また、情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。 (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 「工事工種の体系化」は、 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。	

項 目	内 容	備 考
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	1 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっても必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。	
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステ	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	ム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（安濃ダム嵩上げ検討方針決定時） 第3回 中間打合せ（概略工事費の検討時） 第4回 中間打合せ（安濃ダム嵩上げ及び堆砂対策取りまとめ時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	(4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関連業務の進捗状況により、業務計画に変更が生じた場合 (7) 関係機関との対外的協議等により業務計画に変更が生じた場合 (8) その他 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別 紙

1. 業務対象施設

1-1. 安濃ダム

ダム堤体

形 式	直線重力式コンクリートダム
堤 長	212m
堤 高	73m
堤 体 積	246,430m ³
総貯水量	10,500 千 m ³
有効貯水量	9,800 千 m ³

1-2. 第三頭首工

形 式	フローティングタイプ
堰 体	堰長 105.5m 堰上高 1.8m 可動部 70.0m 固定部 35.5m 土砂吐門 1門(ローラゲート 10.0*2.3m*1門) 洪水門 2門(自動転倒ゲート 30.0*1.8*2門)

1-3. 導水路

導水路総延長	L=1,436.08m
水路トンネル(標準馬蹄形)	R=1,100 L=1,223.6m
管水路(サイホン部)	SP管 φ1,800mm L=103.0m
暗渠水路	H=2.20m、B=2.00m L=109.48m
南北分水工	RC構造 逆T擁壁

1-4. 北幹線水路

北幹線水路総延長	L=11,325.50m
圧力トンネル	FRPM管 φ1,650mm L=669.73m
管水路	SP管、DCIP管、PC管、FRPM管 φ700~1,650mm L=10,630.638m
その他付帯施設	一式

1-5. 中幹線水路

中幹線水路総延長	L=1,823.951m
管水路	SP管、DCIP管、VP管 φ250~900mm L=1,823.951m
その他付帯施設	一式

1-6. 南幹線水路

南幹線水路総延長	L=5,687m
管水路	PC管、FRPM管、鋼管 φ1,100~1,350mm L=5,687m
その他付帯施設	一式

1-7. 水管理施設

水管理施設	一式
-------	----

2. 作業項目内訳表

【共通】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 業務照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
3. 点検取りまとめ	上記作業の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

【安濃ダム堆砂対策に係る検討】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 堆砂除去工法の検討			
1-1. 浚渫工法の検討	浚渫工法の検討について、過年度までの検討結果を整理し浚渫工法を概定する。	1 式	
1-2. 堆砂土搬出計画の概略検討	陸上掘削想定土量及び浚渫想定土量において、安濃ダム下流の搬出先（運搬距離約 12 km）に対する搬出計画及び搬出工程計画を検討する。	1 式	
2. 土砂搬出の検討			
2-1. 盛土場の検討	別添図面に示す箇所において、盛土可能量の検討を地形図等により検討するとともに盛土方法の概略検討を行う。	1 式	
2-2. 土砂搬出先の取りまとめ	土砂搬出先について、過年度の検討結果を含め取りまとめを行う。 取りまとめについては、関係機関との調整が伴うため調整に係る資料作成（説明回数：2 回程度）を行う。	1 式	
3. 安濃ダム湖周辺の掘削の検討			
3-1. 掘削箇所の検討	安濃ダム湖周辺の地山箇所について、貯水容量を増加させるために、掘削可能な箇所を検討する。	1 式	
3-2. 掘削量の検討	3-1. で検討した箇所について、掘削可能な貸与資料や地形図等を基に土量を概略算定する。	1 式	
4. 堆砂対策の概略工事費算定			
4-1. 概略工事費算定	過年度業務の成果及び上記「1. 堆砂対策の検討」及び「3. 安濃ダム湖周辺の掘削の検討」結果により、概略工事費を算定する。	1 式	

【安濃ダム嵩上げ検討】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 安濃ダム嵩上げ検討			
1-1. 設計洪水量の検討	直近の気象データを基に、ダム設計洪水量及び減勢工対象流量を河川管理施設等構造令及び設計基準に従い解析し決定する。	1 式	
1-2. 堆砂形状及び背水の検討	嵩上げ後の堆砂形状を決定し、設計洪水流量による堆砂前後の背水計算を行う。	1 式	
1-3. 影響範囲の検討	嵩上げによる影響範囲を検討し、影響する施設に係る関係機関を整理する。	1 式	
2. 堤体嵩上げの検討			
2-1. 堤体嵩上げ高の検討	貸与する H-V 曲線及び必要貯水容量（嵩上げ後の総貯水容量）を基に、嵩上げ堤体の非越流部高さを決定する。	1 式	
2-2. 設計数値の検討	堤体設計に必要な諸数値（基礎岩盤のせん断強度等）について、当初設計時の設計資料を参考に設定する。	1 式	
2-3. 嵩上げ堤体断面の比較検討	嵩上げ堤体の断面形状について、他地区の嵩上げ事例を参考に複数案設定して安定計算を行い、嵩上げ後の堤体標準断面図を決定する。	1 式	
2-4. 図面作成	平面図、上流断面図、標準断面図を作成する。	1 式	
2-5. 数量計算	コンクリート量及び既設堤体撤去等の概略数量を算出する。	1 式	
3. 基礎処理の設計			
3-1. 基本的事項の検討	建設時の地質調査結果及び基礎処理設計、施工結果等を基に、ダムサイトの地質条件を把握したうえで嵩上げ堤体に対する基礎処理規模を決定する。	1 式	
4. 概略工事費算定	主要工種数量と事例等による単価で以下の項目を踏まえ概略工事費を算定する。 ・堤体嵩上げ形式：上記「2. 堤体嵩上げの検討」結果を踏まえた概略工事費を算定。 ・ダム付帯施設：上記「2. 堤体嵩上げの検討」結果を踏まえ、ダム付帯施設の概略工事費を他地区事例等も踏まえ算定。 ・ダム周辺施設：上記「1-3. 影響範囲の検討」結果を踏まえ、ダム周辺施設（道路、家屋等）の概略工事費を他地区事例等も踏まえ算定。	1 式	

【老朽化状況の把握】

作業項目	作業内容	作業数量	
1. 老朽化状況の把握			
1-1. 老朽化状況の聞き取り調査	業務対象施設における老朽化状況について、施設管理者へ聞き取り調査を行い老朽化状況の把握・整理を行う。	1 式	